給水装置設計施行基準

宇都宮市上下水道局

		目	次	
第1章 総	説			ページ
	的 ······ の定義 ·····			$\begin{array}{ccc} \cdot \cdot & 1 \\ \cdot \cdot & 1 \end{array}$
1.3 給水	装置の種別 ・・・・・			$\cdot \cdot 1$
	.装置工事の種類 ・・ < 方 式 ・・・・・・・・			$\begin{array}{ccc} \cdot \cdot & 1 \\ \cdot \cdot & 2 \end{array}$
1.3 而力				2
第2章 設	計品			1
$\begin{array}{cccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	則			$ \begin{array}{ccc} \cdot & 1 \\ \cdot & 1 \end{array} $
2.3 設書	↑水量 ・・・・・・			·· 2
2.4 管 2.5 管の	ロ 径 ······ 取り出し ·····			$\begin{array}{ccc} \cdot \cdot & 8 \\ \cdot \cdot & 23 \end{array}$
2.6 配	管			·· 25
2.7				$\begin{array}{ccc} \cdot \cdot & 26 \\ \cdot \cdot & 28 \end{array}$
	ユ ザ 装置の安全 ······			$\cdot \cdot 29$
なった。小洋ノ	F			
第3章 水道メ 3.1 総	ーター 則			·· 1
3.2 メー				$\cdots 1$
	ターロ径の選定 ・・ ターの種類 ・・・・・			$\begin{array}{ccc} \cdot \cdot & 5 \\ \cdot \cdot & 5 \end{array}$
3.5 メー	ターの性能 ・・・・・			\cdots 7
3.6 メー 3.7 受水	ターの異常(故障)の 捕り下の装置に設置	点検 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		·· 8 ·· 9
3.7 文示 3.8 メー	ターの運搬及び設置			·· 9
竺 4 辛 公 业 竺				
第4章 給水管 4.1 総	及ひ給水用具 則 ・・・・・・・・			·· 1
	管及び給水用具・・			$\cdot \cdot 1$
第5章施	т			
5.1 施口	_ 概 要 → ・ ・ ・ ・ ・ ・			$\cdots 1$
	及び保安設備 ・・・・ における注意事項			·· 1
5.4 土	工事			$\begin{array}{ccc} \cdot \cdot & 1 \\ \cdot \cdot & 2 \end{array}$
	了工事 · · · · · · · · · · · ·	••••••••••••••••	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	$\begin{array}{ccc} \cdot \cdot & 2 \\ \cdot \cdot & 6 \end{array}$
	:用機械器具 ・・・・・ こ 検 査 ・・・・・・・・			$ \begin{array}{ccc} \cdot & 6 \\ \cdot & 7 \end{array} $
5.8 断才	く操作 ・・・・・・・・			·· 10
5.9 埋設 5.10 サド	管明示要領 ・・・・・ ル分水栓設置方法			$\begin{array}{ccc} \cdot \cdot & 11 \\ \cdot \cdot & 14 \end{array}$
5.11 集合	住宅等の水栓コード	交付順並びにメーターの	配列について ・・・・・・	$\cdot \cdot 15$
第6章 工事の	王结支			
6.1 総	則			
6.2 工事 6.3 手				-
6 4 断水	通知手続き ・・・・・			·· 5
6.5 大口	径 (φ 40 ^m / _m 以上) の	取り出し ・・・・・		$\begin{array}{ccc} \cdot \cdot & 5 \\ \cdot \cdot & 6 \\ \cdot \cdot & 6 \end{array}$
6.6 夜間 6.7 工事	工事の場合 ····・ 取り消し ····・			·· 6
6.8 水道	加入金		• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	·· 6
第7章 受水槽	方式の取扱い基準			
7.1 総	則			··· 1
7.2 受水 7.3 受	槽方式の選定 ・・・・ 水 槽 ・・・・・・・・			$\begin{array}{ccc} \cdots & 1 \\ \cdots & 1 \end{array}$
				T
8 1 亞斗	置工事申込書(設計 図の目的 ······			1
8.2 平面	図・立面図の書き方	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •		\cdots 1

8. 8. 8. 8. 8.	3 4 5 6 7 8	集合住宅 給水装置 工事場所 設計書袋	について 2 (アパート)の設計図作成 2 設計図標示記号 4 位置図の書き方 6 とじ作成 7 工事の種類 8	24
第9章 9. 9. 9. 9. 9. 9. 9.	1 2 3 4 5 6 7 8	目 用語の定 適 用 範 給水装置	囲 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	13455
第10章 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10. 10.	1 2 3 4 5 6 7 8 9	目 用 適 給 水 水 水 唐 田 装 装 槽 肥 用 装 装 槽 肥 用 装 装 ボ 水 水 水 木 門 肥 二 、 水 水 水 水 一 肥 二 、 、 水 水 水 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、 、	囲	333
第11章 11. 11.	5 1 2	そ の 他 水道直結 活水器及	, 式スプリンクラー設備の設置取扱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1 び浄水器の設置取扱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	-
第12章 12. 12. 12.		水 質 水質基準 水質管理 農 薬		3
第13章 13. 13. 13. 13. 13. 13. 13.	1 2 3 4 5 6	各 戸検針 設 施	の各戸検針 1 、各戸徴収のできる集合住宅 1 計 1 備 2 工 2 ターの維持管理 4 法 4	22
第14章	5	自家用給水	設備切替え	
第15章 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15. 15.	1 2 3 4 5 6 7 8	目 適定 施 工 指	置付電子式水道メーター設置に関する要領 的 ····· 1 用 ····· 1 義 ···· 1 子 ···· 1 行 ···· 1 5 6 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	L L 3
第16章 16. 16. 16. 16. 16. 16.	1 2 3 4 5 6	宇都宮市 水道加入 水 道 水道法施	水道事業給水条例 1 水道事業給水条例施行規程 1 金取扱要綱 2 法 2	7 7 9 0

給水装置設計施行基準

宇都宮市上下水道局

第1章 総 説

第 1 章 総 説

1.	目	的		 	 	 	 	1
2.	用語(の定義 ・・・・		 	 	 	 	1
3.	給水業	装置の種別 ・		 	 •••••	 	 	1
3	. 1	専用給水装置	置	 	 •••••	 	 ••••	1
3	. 2	私設消火栓		 	 	 	 	1
4.	給水業	装置工事の種 類	顉	 	 	 	 	1
4	. 1	新設工事		 	 •••••	 	 ••••	1
4	. 2	口径変更工	事	 	 •••••	 	 ••••	1
4	. 3	改造工事		 	 •••••	 	 ••••	1
4	. 4	撤去工事		 	 ••••	 	 • • • •	1
4	. 5	修繕工事		 	 •••••	 	 	1
5.	給水	方式						
5	. 1	直結直圧式		 	 	 	 	2
5	. 2	直結増圧式		 	 •••••	 	 ••••	2

5.	3	直結直圧式・受水槽併用式 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	2
5.	4	高置水槽直結増圧式	2
5.	5	受水槽式	2
5.	6	直結直圧・直結増圧併用式	2

第 1 章 総 説

1.目 的

この基準は、水道法、宇都宮市水道事業給水条例、同施行規程に基づいて施行する給水装置工事 について、設計から施行までの必要事項を定め、その適正かつ合理的な実施を図ることを目的とす る。

2. 用語の定義

給水装置とは、水道法第3条第9項で、次のように定義している。「給水装置」とは、需要者に水 を供給するために水道事業者の施設した配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する 給水用具をいう。

この指針における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1.「管理者」とは、上下水道事業管理者をいう。
- 2.「工事事業者」とは、宇都宮市指定給水装置工事事業者をいう。
- 3.「主任技術者」とは、給水装置工事主任技術者をいう。
- 4.「道路」とは、公道及び私道をいう。
- 5.「条例」とは、宇都宮市水道事業給水条例をいう。
- 6.「施行規程」とは、宇都宮市水道事業給水条例施行規程をいう。
- 7.「JIS」とは、日本工業規格をいう。

3. 給水装置の種別

給水装置は、次の2種とする。(条例第4条)

3. 1 専用給水装置

1個の給水装置で1世帯又は2世帯以上に給水するもの。(条例に準ずる)

3. 2 私設消火栓

消防用に使用するもので管理者が封かんしたもの。

4. 給水装置工事の種類

4.1 新設工事

水道のない家屋等に,新たに給水装置を設ける工事。

4.2 口径変更工事

メーター口径を変更する工事。

4.3 改造工事

給水管を延長し、水栓の数を増す工事または、給水装置の原形を変える工事。

4.4 撤去工事

不要になった給水装置を分岐点から取り外す工事。

4.5 修繕工事

給水装置の破損箇所を原形に修復する工事。

5. 給水方式

給水方式は,大別して直結直圧式,直結増圧式給水,高置水槽直結増圧式給水,直結直圧・直結 増圧併用式給水,受水槽式,直結直圧・受水槽併用式がある。

5.1 直結直圧式

直結直圧式とは,階数が2階までの建築物で配水管の水圧水量等の給水能力に支障がなく,正 常に給水できる場所及び3階建て建築物直結給水施行基準に準じた建築物の給水方式をいう。

5.2 直結増圧式

直結増圧式給水とは、建物に引き込む途中の給水管に増圧施設(ポンプ)を取り付けて、直接 蛇口まで給水する方式をいう。

5.3 直結直圧式·受水槽併用式

直結直圧式・受水槽併用式とは、1つの建物内で直結直圧給水及び受水槽式の両方の給水方式 を併用するものをいう。

5. 4 高置水槽直結増圧式

高置水槽直結増圧式給水とは、受水槽を設けず直接高置水槽に直結増圧給水する方式である。 この方法は原則として、既設受水槽式からの切り替えに適用するが、次の事項に注意が必要で ある。

- 1. 受水槽(変更・廃止)届を提出する。
- 2. 高置水槽の管理は受水槽と同様とする。
- 3. その他, 第9の1章に準じるものとする。
- 5.5 受水槽式

受水槽式給水とは、受水槽を設け、水を一旦これにためてから給水する方式である。

この方法は、原則として、3階建て以上の建造物に適用するが、次の事項に該当する場合にも 適用する。

- 1. 配水管の水圧及び水量が不十分で、使用上支障がある箇所。
- 2. 一時に多量の水を使用する箇所。(概ね40 t 程度)
- 3. 常時一定の水圧を必要とする箇所。
- 4. 配水管の故障,又は工事等による断減水時においても,ある程度の給水を持続する必要があ る箇所。
- 5. 汚染のおそれのある施設もしくは器具へ接続する場合。
- 6. その他,直結直圧式に適合しないとき。

5.6 直結直圧·直結增圧併用式

直結直圧・直結増圧併用式給水とは、1つの建物内で直結給水及び直結増圧式給水の両方の給 水方式を併用するものをいう。